

平成21年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成21年3月6日 午前10時00分 開会
午後 3時15分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 赤井 佐太郎	2番 朝岡 佐一郎
3番 西井 覚	4番 藤井本 浩
5番 吉村 優子	6番 阿古 和彦
7番 川辺 順一	8番 川西 茂一
9番 寺田 惣一	10番 下村 正樹
11番 岡島 辰雄	12番 野志 昭
13番 西川 弥三郎	14番 南 要
15番 亀井 一二三	16番 高井 悦子
17番 白石 栄一	18番 石井 文司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥	副市長	杉岡 富美雄
企画部長	森川 重裕	総務部長	大武 勇吉
市民生活部長	安川 登	都市産業部長	石田 勝朗
保健福祉部長	花井 義明	教育部長	高木 久雄
水道局長	正田 貴一	消防長	北川 武雄
会計管理者	福井 良祝		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中島 克比虎	書記	中嶋 卓也
書記	西川 雅大		

6. 会議録署名議員 9番 寺田 惣一 16番 高井 悦子

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 議第1号 葛城市教育委員会委員の任命について

- 日程第4 議第2号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第5 議第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(葛城市実費弁償条例の一部を改正することについて)
- 日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度葛城市一般会計補正予算(第4号)について)
- 日程第10 議第5号 葛城市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定することにつ
いて
- 日程第11 議第6号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正すること
について
- 日程第12 議第7号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することにつ
いて
- 日程第13 議第8号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することにつ
いて
- 日程第14 議第9号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第10号 葛城市乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第11号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第12号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第13号 平成20年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決について
- 日程第19 議第14号 平成20年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決
について
- 日程第20 議第15号 平成20年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決につ
いて
- 日程第21 議第16号 平成20年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第2号)の議決につ
いて
- 日程第22 議第17号 平成20年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決につ
いて
- 日程第23 議第18号 平成20年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算(第1号)の議決につ
いて
- 日程第24 議第19号 平成20年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算(第1
号)の議決について
- 日程第25 議第20号 平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)
の議決について
- 日程第26 議第21号 平成20年度葛城市水道事業会計補正予算(第2号)の議決について

- 日程第27 議第22号 平成21年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第28 議第23号 平成21年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第29 議第24号 平成21年度葛城市老人保健特別会計予算の議決について
- 日程第30 議第25号 平成21年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第31 議第26号 平成21年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第32 議第27号 平成21年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第33 議第28号 平成21年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第34 議第29号 平成21年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第35 議第30号 平成21年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第36 議第31号 平成21年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第37 議第32号 平成21年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時00分

石井議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成21年第1回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成21年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例会には平成21年度予算を含む、多くの重要議案が提出されております。どうか皆様のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで、ご報告事項がございますので、本定例会に提出する議案につきまして、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第37までの35議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案の朗読は省略させていただきます。

次に、監査委員から、定期監査並びに月例出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしております報告書により、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

ここで、山下市長から、招集者といたしましてごあいさつを願うことにいたします。

市長。

山下市長 おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成21年第1回葛城市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中にもかかわらずご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本定例会につきましては、人事案件を初め、平成21年度一般会計及び特別会計など、35議案の案件につきましてご審議をお願いするものでありますが、その中の平成21年度予算につきましては、私が市長として初めての予算編成であったところであります。

しかし、就任間もなくの編成でもあり、際立った予算の編成もできなかったところがございますが、葛城市の置かれている厳しい財政状況を心がけながら、また、真に実施していかなければならない事業について取捨選択し、予算編成を行ったところであります。

また、私の考えや思いについては、平成21年度施政方針で述べさせていただきたいと存じます。その他の案件につきましては、各条例の制定や一部改正などをご審議をお願いをすることでございます。

何とぞよろしくご審議賜りますことをお願い申し上げ、簡単でございますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

石井議長 これより日程に移ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、寺田惣一君、16番、高井悦子君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告願います。

4番、藤井本君。

藤井本議会運営委員長 平成21年第1回葛城市議会定例会に当たり、去る2月27日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をしておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず、議事日程及び審査方法でございますが、日程第3、議第1号及び日程第4、議第2号につきましては、人事案件でございます。1議案ごとに上程し、その内容説明を受け、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論・採決まで行います。

また、日程第5、議第3号、日程第6、議第4号につきましても、人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、一括討論を行い、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第7、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受け、質疑のみを行います。

次に、日程第8、承認第1号、日程第9、承認第2号につきましては、専決処分の承認でございます。一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論・採決は1議案ごとに行います。

ここで、次の日程に入る前に、市長から平成21年度施政方針がございます。

次に、日程第10、議第5号から日程第17、議第12号までの8議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会に審査を付託いたします。なお、総務文教常任委員会には議第6号から議第9号までの4議案を、民生水道常任委員会には議第5号、議題10号、議第11号の3議案を、都市産業常任委員会には議第12号をそれぞれ付託いたします。

次に、日程第18、議第13号から日程第26、議第21号までの9議案につきましても、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会に審査を付託いたします。なお、総務文教常任委員会には議第13号、議第17号の2議案を、民生水道常任委員会には議第14号、議第15号、議第18号から議第21号の6議案を、都市産業常任委員会には議第16号をそれぞれ付託いたします。

次に、日程第27、議第22号から日程第37、議第32号までの新年度予算11議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は9名とし、委員は各常任委員会より3名ずつ選出をお願いいたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。

会期は、本日3月6日から25日までの20日間とし、9日午前9時30分から総務文教常任委員会、10日午前9時30分から民生水道常任委員会、11日午前9時30分から都市産業常任委員会、12日、13日及び16日午前9時30分から予算特別委員会をそれぞれ開催し、付託議案の審

査をお願いいたします。

17日、18日、19日は予備日とし、23日午前10時から本議会を開催し、各委員会に付託された議案につきまして、委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決、そして一般質問を行います。24日午前10時から本議会を再開し、引き続き一般質問を行います。そして25日を予備日といたします。

続いて、一般質問でございますが、通告期限であります本日午後5時までに通告書を議長に提出願います。なお、制限時間は質疑、答弁を含めて1人60分であります。

以上でございます。皆様のご理解をお願いいたします。

石井議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日6日から25日までの20日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日6日から25日までの20日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり、議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第1号 葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

中島事務局長 命により朗読いたします。

議第1号 葛城市教育委員会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、下記のを任命いたしたく議会の同意を求めます。

記

住所 樫原市見瀬町●●●

氏名 大西正親 昭和●年●月●日生

平成21年3月6日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

石井議長 本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第1号 葛城市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成20年12月21日から教育委員会委員が1名の欠員となっておりますので、新たに、樫原市見瀬町●●●、大西正親氏を葛城市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

なお、大西氏は、奈良県教職員として県内の数多くの学校で教鞭をとられ、旧新庄町の学校教育課長及び県教職員課人事第1係長などを歴任され、現在は、新庄小学校校長を務めておられます。

大西氏は、豊かな経験を有し、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有しており、最適任者であると認め任命いたしたいので、よろしくご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより日程第3、議第1号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第4、議第2号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案を事務局長に朗読させます。
事務局長。

中島事務局長 命により朗読いたします。

議第2号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
地方税法第423条第3項及び第4項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求めます。

記

住所 葛城市南藤井●●●
氏名 井森保久 昭和●年●月●日生
平成21年3月6日提出
葛城市長 山下和弥

石井議長 本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第2号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、本年1月6日から、固定資産評価審査委員会委員が1名の欠員となっておりますので、新たに葛城市南藤井●●●、井森保久氏を葛城市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項及び第4項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、井森氏は、人格、識見ともにすぐれており、最適任者であると認め選任いたしたいので、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。
質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありますか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより日程第4、議第2号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第5、議第3号並びに日程第6、議第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての2議案を一括議題といたします。

本2議案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

中島事務局長 命により朗読いたします。

議第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記のものを候補者として推薦いたしたく議会の意見を求める。

記

住所 葛城市尺土●●●

氏名 辻本八栄子 昭和●年●月●日生

平成21年3月6日提出

葛城市長 山下和弥

議第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記のものを候補者として推薦いたしたく議

会の意見を求める。

記

住所 葛城市當麻●●●

氏名 木下忠則 昭和●年●月●日生

平成21年3月6日提出

葛城市長 山下和弥

石井議長 本2議案につき、提案者の説明を求めます。
市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第3号及び議第4号の2議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして推薦いたすものでございます。

初めに、議第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては、葛城市尺土●●●、辻本八栄子氏が任期満了となるため、引き続き奈本八栄子氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

次に、議第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては、葛城市當麻●●●、木下忠則氏が任期満了となるため、引き続き木下忠則氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

以上、提案いたしました2名の人権擁護委員候補者につきましては、人格、識見ともにごくぐれており、最適任者であると認め推薦いたしたいので、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。
本2議案については一括質疑、一括討論とし、採決は1議案ごとに行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより日程第5、議第3号議案を採決いたします。
本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第6、議第4号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第7、報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、提出者の説明を求めます。

副市長。

杉岡副市長 それでは、ただいま報第1号で上程いただいております平成21年度葛城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして、お手元の開発公社の予算書によりましてご説明申し上げたいと思います。

予算書の4ページの方をお開きいただきたいと思います。

平成21年度葛城市土地開発公社の事業計画でございます。

まず、土地取得事業の明細では、新庄駅前通り線街路事業用地につきましては、15筆、610.46平方メートル、補償8件でございます、合計1億781万円でございます。

地方特定道路整備事業用地につきましては、土地2筆、35.67平方メートルでございます、372万円でございます。

疋田本線道路改良事業用地では、土地2筆、954.53平方メートルでございます、6,109万円でございます。

柿本・笹堂地内道路改良事業用地では、土地17筆、1,161.32平方メートルで、補償5件、合計いたしまして6,487万円でございます。

尺土駅前周辺整備事業では、土地2筆、671平方メートルでございます、6,710万円でございます。

その他、公有地の取得事業では、5,000万円を枠取りとして計上いたしまして、合計3億5,459万円でございます。

次に、売却事業の明細でございます。新庄駅前通り線街路事業用地では、土地で18筆、705.04平方メートルで、補償7件でございます、土地・補償の売却原価は1億2,180万円、土地・補償の売却収益は1億2,302万円でございます。

地方特定道路整備事業用地では、土地4筆、81.79平方メートルでございます、土地の売却原価は880万円、土地の売却収益は889万円でございます。

疋田本線道路改良事業用地では、土地2筆、954.53平方メートルでございます、土地の売却原価は6,232万円、土地の売却収益は6,294万円でございます。

柿本・笹堂地内道路改良事業用地では、土地25筆、1,872.25平方メートル、補償9件でございます、土地・補償の売却原価は9,349万円、土地・補償の売却収益は9,443万円でございます。

以上、合計で49筆、3,613.61平方メートル、補償16件でございます、土地の売却原価は2億8,641万円、土地の売却収益は2億8,928万円でございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度の葛城市土地開発公社の資金計画でございまして、受入資金のうち、前期繰越金が9,470万2,000円、公有地取得事業収益が2億8,928万円、事業外収益が17万円、借入金で3億7,459万円で、合計7億5,874万2,000円でございます。

支払資金では、公有地取得事業費が3億7,459万円、一般管理費が37万円、借入金償還金が2億8,641万円、翌年度繰越金が9,737万2,000円で、合計7億5,874万2,000円となっております。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度の葛城市土地開発公社予定損益計算書でございます。平成21年4月1日から平成22年の3月31日までの1年間でございます。

事業収益、公有地取得事業収益2億8,928万円、事業原価の公有地取得事業原価が2億8,641万円、事業総収益が287万円でございます。

次に、一般管理費の事業損失で37万円、事業外収益の受取利息で2万円、雑収益で15万円、合計17万円でございます。経常利益は267万円、当期純利益につきましても同額でございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

平成21年度葛城市土地開発公社の予定の貸借対照表でございます。

まず、資産の部から説明いたします。流動資産の現金及び預金は731万2,000円、公有用地で5,000万円、それから代行用地で7億346万円、流動資産合計につきましては7億6,077万2,000円でございます。資産の合計につきましては同額でございます。

次に、負債の部でございます。流動負債、借入金で6億5,840万円、未払金はゼロでございます。流動負債合計及び負債の合計も同額の6億5,840万円でございます。

次に、資本の部でございます。資本金の基本財産といたしまして500万円、準備金の前期繰越準備金では9,470万2,000円、当期の純利益は267万円、準備金の合計は9,737万2,000円でございます。資本合計につきましては1億237万2,000円で、負債・資本合計につきましては7億6,077万2,000円でございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の予算の説明でございます。

まず、収入の部でございます。事業収益で公有用地売却収益が2億8,928万円、事業外収益の受取利息が2万円、雑収益で15万円、合計2億8,945万円でございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。

支出の事業原価、公有用地売却原価につきましては2億8,641万円でございます。

次に、一般管理費のうちの経費のうちでございます。需用費で5万円、委託料で30万円、それから負担金で2万円、一般管理費の合計が37万円で、支出合計は2億8,678万円となっております。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出の予算説明書でございます。

まず、収入でございますが、資本的収入の借入金で3億7,459万円、合計も同額の3億7,459

万円でございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

次に支出でございます。資本的支出のうち、公有地取得事業費では3億7,459万円、借入金の償還金では2億8,641万円、支出合計が6億6,100万円でございます。

次に、恐れ入ります、2ページの方にお戻りいただきたいと思います。

第1表の収益的収入及び支出の予算では、まず収入では、事業収益、公有用地の売却収益で2億8,928万円、事業外収益の受取利息で2万円、雑収益で15万円、合計2億8,945万円でございます。

次に支出でございます。事業原価、公有用地売却原価では2億8,641万円、一般管理費の経費では37万円、合計2億8,678万円でございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

第2表の資本的収入及び支出予算では、まず収入では、資本的収入の借入金で3億7,459万円、合計も同額の3億7,459万円でございます。

次に支出でございます。資本的支出では、公有地の取得事業費で3億7,459万円、借入金の償還金で2億8,641万円、支出合計では6億6,100万円でございます。

次に、1ページの方にお戻りいただきたいと思います。

第1条では、平成21年度の葛城市土地開発公社の予算は、次に定めるところによりまして、第2条の収益的収入及び支出でございますが、収益的収入では2億8,945万円、収益的支出では2億8,678万円でございます。

次に、3条の資本的収入及び支出の予算額は、資本的収入では3億7,459万円、資本的支出では6億6,100万円でございます。資本的収入額が資本的支出に対しまして不足する2億8,641万円につきましては、損益勘定留保資金をもって補てんするものとしてしております。

次に、4条の借入金でございますが、その限度額を35億円と定めさせていただいております。

以上で、平成21年度の葛城市土地開発公社の経営状況の報告を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

石井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 ただいま報告ありました葛城市土地開発公社の経営状況、これは地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をされておるわけでありまして。土地開発公社予算書については、理事長が説明のように妥当なものだとこのように認識をいたしますが、理事長が新たに選任をされたということでもありますので、改めてこれまでの問題点等を振り返りながら、若干の質疑をしておきたい、このように思います。

ご承知のように、葛城市土地開発公社は、旧新庄、當麻町の土地開発公社を引き継いできております。そのような経過がありますので、旧町時代の、取得をしながら処分されていない代行用地等の資産が多く残されている、引き継がれているわけでありまして。そういう意味

で、これまで処分、活用されてこなかったこの用地の問題について、若干お伺いをしておきたい。

まず、取得してから5年以上保有されている土地で、市が買い戻しに必要な金額、さらに現在の活用、保管の状況についてご説明を求めておきたいと、このように思います。そして、先ほども申しましたように、理事長が交代をし、新たにこの土地開発公社の運営にかかわっていただくわけで、この運営に対する基本姿勢といたしますか、そういう点もお伺いをしておきたい。

当然、土地開発公社は、先行取得した土地を最終的に葛城市に売り払うなどの処分を行って、葛城市の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与すると、こういう役割があるわけでありますが、条例を見てみますと、業務の範囲の中で、単にこの土地を先行取得して、それを管理し処分をするということだけではなくて、条例の第17条第1項第1号のニではどのように書かれているかといいますと、「当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地」、あるいはホの「史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地」、このような土地の取得をし保全管理をすることも、業務の一環として位置付けられております。

私は、やはり葛城市の二上山、葛城山を中心にした自然環境を保全していく、史跡・名勝を保全をしていく、そういう意味で、土地開発公社が定款に基づいた業務を行うことによって、その目的が達成されるというふうに考えますが、この点について、これまでの業務内容の範囲を広く、この条例の規定されている2つの提起した内容についても、やっぱり検討をしていくべきではないのかと、このように思います。

その点についての基本的な考え方、お伺いをしておきたいというふうに思います。

もう1点、今、処分されていない、活用されていない土地、5年以上、あるいは10年を超える土地が残っているわけでありますが、これらの土地あるいは施設の活用の方針、計画、これをどのような計画方針を持たれているかお伺いをしておきたいと、このように思います。

以上です。

石井議長 副市長。

杉岡副市長 まず、ご質問でございます。

未活用及び5年以上の保有しております土地の状況ということでございますけれども、昨年度の本会議におきまして報告されております18年度末の保有の総額でございますが、3億5,597万1,467円というふうな簿価の報告をさせていただいております。

同じ見地によりまして、19年度末でございますけれども、今、評価いたしますと2億9,711万2,649円ということで、5年間保有しております土地につきましても、順次一般会計の方へ買い戻しをいただきまして、改善いただいております。

また、土地の保管につきましては、職員がその現場に出まして管理に当たりまして、また、一部シルバー人材センターに委託いたしまして、その経費を持ちまして、管理をさせていただいております。

また、基本的な姿勢ということと、また目的の1つでございます自然環境の管理等々を今

述べていただいたわけですが、基本的な土地所有に関します考え方でございますけれども、現状のように地価が低迷しております現状では、土地を先行したり、また先ほどの定款の目的の1つでございます自然環境を保全するための先行的な買収に関しましては、現在、地価の低迷の状況から考えますと、考えられない状況でございます。

したがって、土地等の購入に当たりましては、市の行います事業の実施が確定いたしまして、また、財源の裏付け、これが確認できましたものにつきまして限定して取得させていただきたいというふうに考えております。

また、処分されておらない土地につきましてでございますけれども、これは市の方に、目的として取得されておりますその目的に即して、早期に買い取りいただくように要望してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

石井議長 白石議員。

白石議員 実際の現在の開発公社が保有する資産の状況、あるいは5年以上保有されているこの土地の現在の金額等について概括的な内容でご報告をいただきました。

問題は、やはり当時は事業目的を持って取得したにもかかわらず、5年あるいは10年を超えてその事業が執行されずに、塩漬けの土地となっているということでもあります。

例えば、南道徳の旧南都銀行の用地であり施設、あるいは御所・香芝線に伴うこの道路沿いにある用地等々、結構多くの用地が活用されないで残っているわけでありまして。これらの用地・施設については、当初の計画そのものがやはりもう中断をしていると。例えば南道徳の用地については、建物については、健康福祉センターを建てるというふうな話もありました。しかし、もう既に健康福祉センターはあるんですね。ということは、事業目的が全くなくなってしまった土地・施設ということになっている。じゃあ、この建物・土地をどう活用するのかということです。やはり方針を持って計画的に活用していただくようなことをしていただかないと、それこそ、現状は借金で買ったわけですが、やはり市民の負担になってくる。資産が活用されていないということになるわけですから、やはりちゃんとした方針、計画を持って、活用するあるいは処分するということをしていただきたい、このように思います。

それから、新たに業務の範囲の問題についてお伺いをいたしました。新理事長は、現下の経済情勢が厳しい、地方自治体財政が大変厳しい中では、その業務の範囲に規定されている当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地等を、開発公社が業務として取得をするということができないということでもあります。これは、開発公社ができないということは、市もできないみたいな、そんな話になるわけでありまして、現状を若干お話しすると、葛城山麓の農地あるいは山林等が市外の人たちの手に渡り、農地が不法に不当に埋め立てられ、また山林が伐採され埋め立てがされている。地元の人たちは、できればやはり市で買ってほしい、そして身近なこの地域の自然を守ってほしい、こういう強い強い願いがあるんですね。やはりそういう願いにこたえていく、葛城市が目指すその自然環境が豊かな公有財産を活用して、他の市町村に葛城市のこのまちづくりをアピールしていくという点でも、やは

り大事なことだというふうに思うんですが、この点、単に財政状況が厳しいということだけで、切り捨てられるということではなくて、そういう環境を守っていく、やっぱりそういう地域の要望も重ね合わせて考えていただきたいというふうに思うわけでした、改めて市長のご答弁をお願いしておきたい。いや、いや、ええわ、もうほんなら、理事長で。

石井議長 副市長。

杉岡副市長 ご質問、2点でございます。北道穂の土地に関しましての質問というよりも……。

(発言する者あり)

杉岡副市長 南道穂、南道穂の土地の質問というよりも、遊休という未使用の土地全体にかかわる問題だと思います。

この件に関しましての活用につきましては、やはり重要な問題であろうというふうに考えております。現在、地域懇談会を開催して回らせていただきましたときには、やはりそういうような土地につきましては要望が非常にたくさんございます。したがって、その懇談会が終わりました暁に、開発公社の土地が地域にどういうふうに活かされるかという部分も検討してまいりまして、その活用方法等も考えていきたいというふうに考えております。

また、2点目でございます。申されました地域が必要とする土地につきましては、やはり一般会計の方でお買い求めいただくと。したがって、財源の伴わない部分に関しましては、先行取得につきましては、開発公社としては、今現在その方向には向いていないというふうに考えております。

以上でございます。

石井議長 17番、白石君。

白石議員 考え方の違いといいますか、そういう点もあると思うわけでありませうけれども、1点目のいわゆる塩漬けになっている土地の活用、処分については、改めて新理事長のもとで積極的にこの地域の住民と相談しながら、市長とも相談しながら活用、処分について、しっかりと計画方針を持って進めていただきたい。もうほとんど前進をしていないというのが、この間の状況であります。

それから、業務の範囲の問題であります。開発公社がやるべきなのか、市がやるべきなのかということでもありますけれども、私は、認識として、開発公社というのは、市の予算財政執行と違って、非常に柔軟な対応ができるという利点があるわけですね。それは、市の後見のもとに、いわゆる起債が、借金ができるわけですね。もちろん金利がありますけれども、当然これは議会の議決も要らない。そこが、いわば開発公社の利点であります。ところが市の場合は、やはり予算が伴いますから、議決も必要ですし、当然手続きがやはりかかり時間がかかるわけです。そういう意味で、本当にこの開発公社が定款に定められた業務をやっていると思えば、市外の人たちに土地が買収されないように、適宜敏速に対応できるという、そういうメリットがあるんですね。そういう意味では、やはり開発公社がまず先頭に立ってその役割を果たしていただきたいというふうに私は思っています。

以上であります。

石井議長 4番、藤井本君。

藤井本議員 私も、土地開発公社の今年度予算ということで説明を受けたわけですが、これのみについてじゃなくて、昨年この3月議会でも、土地開発公社の全体としての推移ということについて質問させていただいておりますので、それとの比較をしたいがために、2つ質問させていただきたいと思います。

この公社の貸借対照表の内容を見ますと、これは借入利息や経費等、オンされていますのでマイナスになるということは考えられないというのが一般的であります。そこで、公社そのものの自体、いろんな全国的に見ると問題も生じているところがあるわけで、土地開発公社の経営改善団体とか、改善計画を出さなければならないというふうな自治体もあるわけです。それで、そういった意味から昨年と同じことをお聞きしたいと思います。

要するに、ここに載っているのは、帳簿の簿価であります。しかし、これが白石議員からお話がありましたけども、長期になってしまいますと、そこに借入利息等が乗ってきて、簿価とそれと現在における時価というものに差が出てくる。この簿価と時価そのものについては補償費等も含んでいますので、時価との差が出てくるということは、これはだれしもが理解をしているところですが、それにつきまして、昨年この議会に質問をさせていただいたところ、簿価と時価とでは約2億5,000万円ほどの差があるというご答弁をいただいているところです。長期になると、これがふえていってしまうということは、だれもが認識できるところであろうかと思えます。

2点目ですけども、こういったことの経営状況を県へ報告しなければならないというふうになっています。その中で1つのガイドラインというんですか、決まりがあって、財政規模に応じてその保有額が0.2以上であると、何らかの措置がとられるというふうになっています。この件につきましても、高ければ高いほどだめだと、健全性に欠けるというふうに言うわけですが、これが、前回、去年聞いたところは0.156という答弁を、これは議事録を読みながら話をしているんですけども、お答えをいただいています。この2点について、もう一度申し上げますと時価との差、それと、財政標準規模に対する保有の率、これの対比をしたいと思えますので、お答えいただきたいと思えます。

以上です。

石井議長 副市長。

杉岡副市長 それでは、4番、藤井本議員さんからのご質問でございます。

まず1点目でございます。現在保有している開発公社の土地の簿価と時価との違いは幾らかというふうなご質問でございます。現在20年度の年度途中でありますために、19年度末での数値でお答えさせていただきたいと思えます。

簿価合計につきましては、それぞれの取得価格に借入金、それと事務手数料の合計でございますけれども、6億8,395万855円ということでございます。

次に、時価でございますけれども、算定の基準といたしましては、その土地の路線価の価格、または相続税評価額を参考に計算いたしておるわけでございますけれども、その金額は4億1,556万9,239円ということになっておりまして、差し引き2億1,838万1,616円の不足ということでございます。

昨年度は、先ほどご披露いただきましたよう2億5,000万ですか、ということで、若干3億2,000万程度改善しておるといってございまして。しかしながら、この不足額につきましては、先ほど申されましたように一般会計に売り渡す場合に、あくまでも簿価、それとその経費を算出した部分で売却するわけでございまして。したがって、できるだけ早期に売却し、健全な運営に努めてまいりますよう、いたしたいというふうに考えております。

次に、2点目の経営の健全化の指標でございまして。19年度に総務省から示されました土地開発公社の経営健全化対策要綱というのがございまして、ご存じのように、1つの指標といたしましては、経営健全化団体になります部分につきましては、当該の団体の努力だけでは経営の抜本的な健全化が達成できないという困難な団体、いわゆるこれは第1種公社という部分でございまして、当該年度末の簿価価格を同年度の設立団体、いわゆるその市の標準財政規模で除した金額が数値につきましては、0.5以上という部分でございまして。

また、5年以上経過いたしました土地の簿価に対します財政規模の除した数字につきましては、0.2以上ということが第1種。第2種公社につきましては、その数値が0.25、または0.1ということで、その半分が危険ラインだというふうに定められておるわけでございまして。

葛城市の場合でございまして、これも19年度の簿価というふうなことで、先ほど6億8,395万885円ということで回答させていただいております。また、葛城市の標準財政規模につきましては76億7,851万1,000円ということでございまして、率にいたしますと0.115となるわけでございまして。先ほどご披露いただきました、昨年度末の答弁が0.156というふうなことでございまして、若干改善いたしておるわけでございまして。

また、5年以上保有している土地につきましても、先ほど答弁いたしました2億9,711万2,000円ということでございまして、率にいたしますと0.039ということでございまして、昨年の0.047という数字より、これも改善いたしております。また、危険ラインと申されております先ほど示した数字につきましては、ほど遠い数値になっておるといような状況で、健全化団体に陥ることはないというふうに勘案しておるところでございまして。

今後心配かけませんように、健全な財政運営に努めてまいりたいと思っておりますので、見守っていただきますようお願い申し上げます。

石井議長 4番、藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございます。昨年と同じ質問をさせていただいて、その比較ということがよくわかりました。簿価と時価との差、また、財政規模に関する保有の率ともに改善されているというお答えをいただいたわけでございまして。

この比較というのは、18年度末と19年度末ということで、今、白石議員もありましたけれども、新しい体制となられたというのが1つと、またこの財政のいろんな問題で、事業の執行というのが、例えば補助金なりの関係でおくれるということになってきますと、またここを非常に注視していかなければならないのかなと、うまくやっていかなければならない、やっていただかなければならないのかなというふうに考えております。

今の答弁を受けて、改善されているというのが大きな意味合いでございまして、そのように受けとめさせていただいて、今、副市長がございましたように、さらなる健全な経営に

携わっていくということを、よろしくお願いいたしまして、質問を終わらせてもらいます。

石井議長 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第8、承認第1号並びに日程第9、承認第2号の2議案を一括議題といたします。

本2議案について、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました承認第1号及び承認第2号の2議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市実費弁償条例の一部を改正することについてでございます。

今回の改正につきましては、職員及び議会議員以外の者に対し、実費弁償を行う場合に日当分を支給できるように改正するものでございまして、平成21年2月20日付で専決処分をいたしたものでございます。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成20年度葛城市一般会計補正予算(第4号)についてでございます。今回の補正予算につきましては、定額給付金並びに子育て応援特別手当の事務経費といたしまして、定額給付金に係る2,163万7,000円と、子育て応援特別手当に係る132万6,000円の合わせて2,296万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ128億1,960万8,000円としたものでございます。

なお、本補正予算につきましては、平成21年2月23日付で専決処分をいたしたものでございます。

以上でございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。

本2議案については、一括質疑とし、討論・採決は、1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 ただいま市長からご提案がございました承認議案の2つにつきまして、若干の質疑をさせていただきますと思います。

承認第2号の専決処分の葛城市平成20年度の一般会計補正予算(第4号)、今ご説明がございました定額給付金並びに子育て特別応援手当の支給に伴う事業費の計上ということで、既に2月23日付で専決を処理されているというようなことのご承認の件でのご提案でございました。

ご承知のとおり、非常に今、日本経済が非常事態とも言える極めて深刻な不況下の中にある。特に輸出の大幅な減少や、それに伴った生産の極度な縮減ということで、雇用の急速な悪化に加えて、個人消費も冷え込み、さらなる生産の縮減ということで、負の連鎖が起こり

始めているというところでございます。こんな中で、急速な景気悪化にブレーキをかける、また生活支援の大きな柱として、このたび一昨日でしたか、国の方でも関連法が成立して、いよいよ定額給付金の支給事業、また子育て応援手当の支給というところになっているところでございます。

そこで、今回の第4号の補正予算、先ほどご説明がございました支給の金額の中に、臨時雇用職員の手当が含まれております。これにつきまして、当葛城市については、どのような時期からどのような時期まで、またどれぐらいの陣容で、そしてどのような職を、その臨時雇用職員の方にはされるのか、その辺のところを少しお聞かせをいただきたい、このように思うところでございます。

石井議長 福井会計管理者。

福井会計管理者 ただいまの朝岡議員の質問にお答えを申し上げます。

4号補正で、賃金ということで、445万6,000円の臨時雇用賃金を計上させていただきました。この内訳といたしましては、雇用の対象といたしまして、申請書類の発送事務、また受付事務、その支払い事務という形で事務に携わってもらうということと、当然その実施本部を設置させていただきました。職員の補助という中でのアルバイトの雇用ということで考えております。人員につきましては、10人前後ということで考えております。なお、実施の内容につきましては、3月30日から受付を開始すると。受付期間につきましては、6カ月ということになっておりますので、9月30日まではその受付期間に入ると、あと若干の残務整理もございますので、アルバイト対応はどこまで行くかということは、ちょっと以後不明でございますけれども、大体そのようなことで計上をいたしております。

以上です。

石井議長 2番、朝岡君。

朝岡議員 ありがとうございます。今、福井会計管理者の方から詳細にわたり、このたびの支給事業に伴う臨時職員さんの採用計画といえますか、採用人数等もお聞かせをいただきました。

特に、きょうの新聞を見ていると、過疎地ではございますけれども、早くも本日からいわゆる現金でその定額給付金等を支給をされているようなところも報道されておりますし、マスコミ等が今後も大きくこの定額給付金の支給に伴う時期であるとか、また、支給内容等を取り上げて、どうしても市民の皆さん方には、大きな話題になろうかこのように思います。

そういった中で、この補助金自体は、後から出てまいりますこの補正予算第5号で再度議決をさせていただいた上での事務事業の執行になろうかと思いますが、執行になることに当たりまして、特に個人情報の非常に極めて深刻な部分にいらいながら、このスムーズな運用をしていただくということになりますので、臨時雇用職員さんにも十分に市職員の皆さん方から、その辺のところの教育をなさいまして、しっかりと全市民にスムーズな早い時期に、定額給付金並びに子育て応援手当の支給が行きますように、重ねてお願いをしておくところでございます。

以上でございます。

石井議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより日程第8、承認第1号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号議案を採決いたします。
本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第9、承認第2号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 16番です。承認第2号、一般会計補正予算(第4号)に賛成の立場で意見を述べさせていただきたいというふうに思っております。

本補正予算は、定額給付金事業及び子育て応援特別手当事業を執行するための事務経費を専決処分をした内容でございます。本体についてはまた次に出てくるわけですが、総体にかかわりますので意見を述べさせていただきたいと思います。

この定額給付金事業については、一昨日3分の2の再議決までして決定されたものであります。ご存じのとおり、この定額給付金については、世論調査では国民の7割から8割が反対をされております。このような形で税金をばらまくのではなく、福祉や雇用対策などに有効に使ってほしいというのが、国民の大多数の声であります。

さらに、今回の1回限りの給付金のばらまき後には、何十倍もの消費税増税が待ち構えているというものであります。給付金としてばらまかれた分の何十倍もの税金を大增税で取り返そうというもので、ばらまき一瞬、増税一生がこの給付金の本質と言えるものです。国民が直面をしております雇用不安、生活の困窮、命と健康さえも維持できない深刻な実態を生んでいる構造改革路線をきっぱりと改め、真に有効な国民生活を守る施策への転換こそ強く求められるものであります。

日本共産党は、国会では定額給付金の関連法には断固反対をいたしました。しかし、法が成立したことによりまして、国民の皆さんがひとしく給付金を受け取る権利を持たれることになりました。受け取るか否かは国民自身が決められることであり、自治体段階では、この皆さんの権利を制限してはならない、こういう判断のもとから、本補正予算の専決処分には以上の意見を述べまして、賛成をするものでございます。

以上です。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第2号議案を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時30分

石井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、市長より、平成21年度の施政方針を受けます。

市長。

山下市長 平成21年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、議員の皆様のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素より市政の推進にご尽力いただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

ここに、平成21年度当初予算案を初め、重要案件のご審議をお願いするわけですが、市政に取り組む私の所信をまず申し述べさせていただき、議員の皆様を初め、市民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

私は、昨年10月26日の市長選挙におきまして、市民の皆様からご支持とご信任を賜り、葛城市政を担わせていただくこととなりました。これもひとえに私をご支援いただきました市民の皆様のおかげと、心より感謝を申し上げる次第でございます。

この4カ月の市長という職務を通して、改めてその職責の重さを痛感するとともに、私に賜りました市民の皆様のご期待に全力でおこたえしたいと決意を新たにしているところでございます。

また、1月下旬から開催させていただいております大字懇談会を初めとして、市民の皆様と直接対話させていただけるさまざまな機会におきまして、皆様方からちょうだいいたしますご意見ご提言につきましては、可能な限り市政に反映できますよう、今後一層努力してまいりたいと存じます。

本日上程させていただきます平成21年度当初予算案は、出馬に際し、市政への思いとして表明申し上げた、「明るい葛城市づくりのための五カ条プラン」の取り組みの第1歩となるものでございます。

本日、この議会に上程させていただけることにまず感謝を申し上げ、改めて皆様方のご理解とご協力、ご支援をお願い申し上げます。

さて、現在国で示されております地方財政に関する各種方針におきましては、「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえ、地方公共団体に対し、国の徹底した歳出の見直しに歩調を合わせ、自助努力により、地方公務員人件費、地方単独事業等、地方歳出全般について、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することを強く求めております。

地方財政を取り巻く情勢は、依然として非常に厳しく、地方行財政の運営に当たりまして

は、地方分権改革の推進に伴い、自己決定、自己責任のもと、簡単で効率的な行財政システムの構築が求められておりますとともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、徹底した情報開示のもと、自主的な改善努力による財政健全化が求められております。

本市の財政状況を見通した場合、平成19年度決算におきましては、歳入面で、国から地方への税源移譲、定率減税の廃止、及び一時的な法人税の増収に伴い、市税収入が増加したものの、所得譲与税の廃止、臨時財政対策債の減少等があり、制度的なもの、一時的なものを除けば、本市の裁量によって使用できる一般財源の収入は減少の一途にあり、基金取り崩しによる対応を余儀なくされたところでございます。

一方、歳出面におきましては、医療費等を初め、扶助費、各特別会計への繰出金、新市建設計画に伴う普通建設事業費等が増加しており、本市の財政構造は弾力性が失われつつあり、厳しい財政運営が強いられているのが現状でございます。

加えて、本年度は、アメリカに端を発した金融危機により、我が国の実態経済は大きな打撃を受け、その影響により、本市におきましても、法人税につきましては大幅な減収が見込まれるとともに、歳出面においては、扶助費、繰出金、新市建設計画に伴う普通建設事業費等の増額が見込まれるなど、深刻な財源不足が予測されているところでございます。

このような情勢の中で、本市がどのような方針をとるべきであるのか、いま一度原点に立ち返り、また基礎体力を測定するため、全事業の見直しを行うべく、予算編成作業に着手させていただきました。とはいえ、いかんせん就任間もなくの予算編成であり、また既存の継続事業につきましては、国・県の補助金確定後の編成作業でもあったため、際立った特色を見出すことができないかもしれませんが、その中でも新規事業として、子育て世代の負担軽減につながる事業や、本市の中長期的な発展に寄与する事業をピックアップして予算化させていただきました。

それでは、新年度の主要な施策につきまして、その概要をご説明申し上げます。

第1、市民の皆様と一緒に取り組む新しいまちづくり。

市民の安全の確保。

まず、青色防犯パトロールにつきましては、本年度も引き続き、高田地区地域安全推進委員の皆様のご協力のもと、実施してまいります。

次に、防犯灯の設置補助につきましては、大字間の新設工事に対する補助率の引き上げを行い、安全なまちづくりを進めてまいります。

自然災害や火災等への安全性の向上。

まず、葛城市防災計画に基づきまして、災害発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急時の職員参集訓練を行うとともに、各大字及び自主防災組織の皆様とともに、土砂災害の緊急対応訓練を実施してまいります。

次に、一般木造住宅の耐震化につきましては、昨年度に引き続き、耐震診断支援事業を個人負担なしで実施するとともに、新たに耐震改修工事助成事業を実施し、自然災害の発生に備えた安全なまちづくりに努めてまいります。

次に、住宅火災の予防強化を図るため、高齢者宅への防火訪問、幼稚園等での防火教育を実施するとともに、住宅用火災警報器の設置に向け、啓発活動を進めてまいります。また、自主防災組織及び各大字を中心とした地域の消防防災訓練を実施してまいります。

市民生活の安心感の向上。

まず、架空請求、悪徳商法等の苦情相談に対応するための消費者相談窓口につきましては、相談回数を本年度より、月2回から3回にふやし、消費者トラブルの拡大防止に努めてまいります。また、若年者への就職支援として、就業に関する無料相談も実施いたします。

次に、無料法律相談につきましては、複雑化する社会情勢に伴い、相談件数も増加しておりますが、本年度も引き続き、新庄庁舎と當麻文化会館で、弁護士による無料相談所を毎月1回ずつ開設いたします。またあわせて、奈良県弁護士会の中南和法律相談センターもご利用いただき、市民の皆様の不安や心配事の解消に努めてまいります。

快適な生活環境の保全。

まず、本市の美しいまちづくりと生活環境を保全するため、違反簡易広告物追放推進団体による張り紙・張り札等の除去活動や市内一斉清掃等の清掃活動の推進、不法投棄の監視体制の強化を、市民の皆様のご協力をいただきながら実施してまいります。また、葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例により、産業廃棄物を取り扱う事業者に対して指導を行い、適正な処理を推進してまいります。

次に、循環型社会への取り組みについては、分別収集の促進、減量化が重要であり、生ごみ処理機の購入補助制度を初め、再生資源集団回収助成制度の施策も引き続き実施してまいります。また、既存クリーンセンターにつきましては、統合改修に向けての用地選定等に着手してまいります。

次に、地球温暖化ガスの排出抑制として、化石エネルギーに依存しない太陽光、木質バイオマス、風力等、本市で導入可能な新エネルギーを模索するための事業として、地域新省エネルギー計画を策定いたします。

次に、下水道事業につきましては、本年度も管渠布設工事を推進するとともに、水洗化率の向上に努めてまいります。また、一昨年から引き続き、高金利の地方債の公債費負担を軽減するため、下水道事業債の繰上償還等を行い、経営健全化を図ってまいります。

日常生活の利便性の向上。

まず、新庄駅前通り線整備事業は、関係者のご理解とご協力をいただきながら、来年度の完成を目指して、積極的に取り組んでまいります。次に、JR大和新庄駅周辺地域における都市再生整備計画につきましても、関係者のご理解とご協力をいただきながら、本年度も事業推進に努めてまいります。

次に、疋田本線につきましては、全線完了を目指して取り組んでまいります。仮称弁之庄・木戸線につきましては、事業推進に向け、関係機関との協議を進めてまいります。

次に、尺土駅前周辺整備事業につきましては、事業推進に向け、関係者のご理解とご協力をいただきながら、本年度より事業を進めてまいります。

次に、国道165号線、大和高田バイパスの事業進捗状況ではありますが、国におきましては、

弁之庄及び大畑地区から国道166号線までの区間のボーリング調査を昨年度末に完了され、本年度につきましては、道路設計を進められる予定でございます。県道樫原・新庄線につきましては、本年度は、葛城市内、大和高田市、御所市の一部を含め、用地買収を進めていただく予定でございます。

次に、公共バスにつきましては、一昨年4月から葛城号の停留所を13カ所に増設し、あわせてミニバスの運行を新たに開始し、葛城市社会福祉協議会の協力を得て、ゆうあいバスとも連携を取ることで、利便性の向上を図ってまいりました。昨年8月には利用者を対象に、12月には無作為抽出した市内在住者を対象にアンケート調査を実施し、公共バスに対する多くのご意見をいただきました。皆様のご意見を参考に、今後もより多くの方々にご利用いただけるよう努めてまいります。

地域産業の振興。

企業誘致につきましては、忍海・薑・新村地区の工業地域において企業数社が工場建設に着手され、早期操業に向け工事が進められております。工業系ゾーンとして設定された薑・新村・新町地区につきましては、今後も県との連携をとりながら、優良企業等の誘致を積極的に進めてまいります。

心豊かな人づくり。

まず、人権問題を初め、あらゆる差別の解消を目指し、啓発活動や集会、各種研修会等を実施してまいります。

次に、男女共同参画社会の実現につきましては、昨年度に策定いたしました男女共同参画基本計画に基づき、本市の男女共同参画向上を図るべく、啓発・情報提供に努め、性別にとらわれず一人一人の個性が輝く男女共同参画のまち葛城の実現を目標として取り組んでまいります。

障害者福祉の充実。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法に基づき、日常生活に必要な支援である介護給付や訓練等給付等の事業とともに、地域や利用者の実情により実施する地域生活支援事業を推進し、障害者の方が自立し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。また、中和地区3市1町障害者自立支援協議会を通じ、その構成メンバーである関係機関、事業所等との連携により、相談体制支援の充実を図ってまいります。

生活保護受給者への支援。

生活保護につきましては、その受給者が年々増加傾向にありますが、自立支援を推進していくためにも、生活困窮者の医療費、介護制度、年金等の相談や、被保護者への訪問指導及びハローワークと連携した就業指導により、適切な助言を行ってまいります。

第2、安心して子育てができるまち、人づくりはまちづくり。

子供たちの安全の確保。

まず、子供たちが安心して学習できる教育環境の充実を図るため、新市建設計画に基づき、本年度は新庄中学校校舎、當麻小学校北館棟の地震補強・大規模改造工事を実施してまいります。また、地震防災特別措置法の改正に伴う危険性の高い施設の耐震化を促進するために

有利な特例措置が設けられましたので、當麻小学校の屋内運動場の地震補強・大規模改造工事の実施設計を進めてまいります。

次に、本市の子供たちの安全対策について、それぞれの地域で既にお取り組みいただいているところではありますが、市といたしましては、小学生の下校時の安全確保、犯罪抑制を図るため、引き続き児童安全パトロールを、シルバー人材センターに委託し、各校3人の15人体制で実施してまいります。

食育の推進。

まず、保育所におきましては、本年度も地元の野菜を取り入れ、栄養士を中心に正しい食事のあり方、食べ物の大切さや感謝する気持ちなど、乳幼児期から発達段階に応じた食育の推進をさまざまな体験を通じて充実してまいります。

次に、各幼稚園、小・中学校の給食につきましても、食育の推進を図るとともに、今後も調理・献立に工夫を凝らしながら、安全でバランスのとれた栄養豊かで魅力ある学校給食を提供してまいります。

地域で支える子育て。

まず、ファミリー・サポート事業につきましては、子育て中の親が、仕事と子育てを両立し、安心して働くことができる環境づくりを進めるため、本年度から、子育ての手助けをできる人が、子育て中の人に支援を行う組織、ファミリー・サポート・クラブが発足いたします。今後も引き続き会員を募集して、子育て家庭を地域で支援してまいります。

次に、保育所につきましては、公立保育所と民間保育園が互いに連携を図り、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ってまいります。また、昨年度から引き続き、民間保育園施設整備に対する助成を図り、保育施設の充実及び安全確保に努めてまいります。

次に、学童保育事業は、放課後の子育て支援の一環として、保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校低学年の児童等を対象に、既に実施しております。本年度は、新庄小学校区学童保育所の登録人数の増加に伴い、新しく施設を建設し、さらに運営の向上を図り、今後とも児童の健全な育成に努めてまいります。

学校教育の充実。

本市の学校教育の基本方針である、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身の育成という、知・徳・体の3面で調和のとれた成長発達を促すため、各幼稚園、学校教育を充実してまいります。特に本年度は、幼稚園、小学校の連続性を考慮した英語教育カリキュラムを策定し、新学習指導要領に適切に対応できる体制を整えてまいります。

教育相談体制の充実。

幼児期・児童期の発達や成長、子育ての悩み等に寄り添い、子供たちのたくましい成長を図るため、臨床発達心理士の幼稚園訪問回数をふやすとともに、臨床心理士による学校訪問を行います。また、適応指導教室生のさまざまな体験活動を企画し、教室の充実を図ってまいります。

芸術文化活動の振興。

地域文化の振興につきましては、文化活動の拠点として、中央公民館、新庄、當麻両文化

会館連携のもと、市民の皆様が、文化芸術活動を介して交流することにより、元気なまち葛城につながるような事業展開ができるよう努めてまいります。また、地域づくりの中核として、市民の皆様のニーズにこたえるべく、各種の教室・講座等の学習の場を提供し、生涯学習に対する学習意欲の向上を図ってまいります。

第3、徹底した情報公開による「市民が主役」のまちづくり。

徹底した行財政改革を行いながら、市民と一緒にまちづくり。

行財政改革につきましては、市民の皆様の声をよくお聞きし、むだな事業をなくし、徹底した改革を行いながら、市民の皆様とともにまちづくりを進めてまいります。そのためには、職員の意識改革を行うとともに、市役所の仕事を全て洗い直し、必要なもの、不必要なもの、民間にお任せするものに事業仕分けを行い、順次効率化を図ってまいります。

また、市民サービスと事務の専門性をより一層向上させるとともに、公約実現のため、本年度中に組織機構の見直しをすることにより、市民の皆様にとって利用していただきやすい市役所としてまいります。

次に、市民の皆様から市政に対する建設的なご意見、ご提案をいただき、ニーズを市政に反映できるシステムとして、これまでの市政モニター制度にかえて、市民の皆様と市長が直接対面し、気軽に何でも語り合えるタウンミーティングを実施し、開かれた市政と市民の皆様との協働のまちづくりを進めてまいります。

地域情報化施策の推進。

まず、昨年度実施させていただいた意向調査の結果を踏まえまして、市民の皆様の多様なニーズにおこたえをし、また利便性の向上に寄与するものといたしまして、積極的に電子自治体の構築を図ってまいります。そのために、現在策定中の計画素案をもとに、中長期的な施策の実現を図るための情報化計画を策定してまいります。

次に、毎月発行の広報「かつらぎ」やホームページは、行政と市民の皆様をつなぐメディアとして大変重要な媒体であります。市民の皆様にわかりやすく読んでいただきやすい、魅力あふれる紙面づくりや情報提供に努めてまいります。また、市の新たな財源を確保するため、今後は有料広告の掲載につきましても、検討を進めてまいります。

次に、携帯電話向けホームページを開設することにより、市民の皆様にとって、より身近に市政情報を提供できるよう努めてまいります。

効率的で効果的な行財政運営。

市税の収納対策につきましては、平成19年度に地方分権を目指し、国から地方への税源移譲が行われ、財源確保におきまして、市税の比重が拡大しております。今後は、滞納処分をさらに積極的に実施するなど、徴収の強化を図り、収納率の向上に努めることにより、税負担の公平性を目指すとともに、生活困窮者には、その生活実態を把握し、適切な収納対応を心がけてまいります。

人材育成。

職員の人材育成につきましては、現在、職員の資質をより一層向上させるための人材育成基本方針に基づき、その推進を図っているところでございます。本年度は、従来から行って

いる市町村アカデミーなどの研修機関での研修に加え、公務員に欠けていると言われる経営感覚を身につけるため、民間企業への派遣研修など、新たな視点に立った研修を取り入れながら、より一層職員の資質向上を図ってまいります。

第4、心豊かな人が育ち、だれもが生きがいを持って過ごすまちづくり。

安心・安全な子育て。

まず、乳幼児医療費助成につきましては、これまで、小学校就学前までの乳幼児を対象に助成してまいりましたが、子育て家庭への経済的支援の充実を図るため、本年4月受診分からは、入院と歯科診療分に特定してではありますが、対象年齢を小学校修了時まで引き上げて助成してまいります。

次に、妊婦一般健康診査につきましては、妊婦健診に要する経済的負担を軽減するため、公費負担回数を5回から14回にふやし、母体や胎児の健康を確保し、安心して妊娠出産ができる体制を確保してまいります。また、昨年度に引き続き、成長・発達上の問題が懸念される乳幼児と保護者に対して、すすく子育て相談や、療育教室での専門的な支援を行ってまいります。

事故や病気に対する安心感の向上。

まず、妊産婦の方の救急時の対応につきましては、何よりも速やかに診療医療機関を確保することが肝要です。そこで、本市では、県内の病院群輪番制及び在宅当番医制により、休日・夜間の産婦人科一次救急医療体制に参加し、安心して妊娠・出産できる環境づくりに努めてまいります。また、休日及び年末年始の急病への対応といたしまして、葛城地区休日診療所とともに、小児の深夜診療には、橿原市休日夜間応急診療所による応急診療を引き続き行ってまいります。

次に、緊急時の対応に備え、市民の皆様及び職員を対象に、AEDトレーナー器を用いた救命講習会を継続的に開催いたします。さらに、本年度も救急救命士の育成と技術向上を図り、より一層救急救命に万全を期してまいります。

食育・食に対する安心感の向上。

食の安心・安全が問われる中、「きらり葛城21計画」に基づいた「きらりバランスメニュー」などを啓発し、市民一人一人が食の正しい知識を学び、選食力を身につけ、おいしく楽しい健康づくりを行い、豊かな人間性をはぐくむための根幹としての、食を営む力の基礎を培う食育を推進してまいります。

スポーツ活動の振興。

スポーツ活動の振興につきましては、市民の皆様が一堂に介する市民体育祭を初め、各種スポーツやレクリエーション大会等を関係機関と連携を図りながら、子供からお年寄りまでだれでも気軽に楽しんでご参加いただけるよう、さらに充実してまいります。

また、本年度は、奈良県を中心に全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が開催されます。奈良県では15種目の競技が行われ、本市はサッカー競技の会場となりますので、本市に来られる選手の方々の心に残る印象深い大会となるよう、歓迎とPRに努めてまいります。

健康づくりの推進。

昨年4月に医療保険制度が改正され、特定健康診査・特定保健指導が医療保険者に義務付けられました。そこで本市では、健診結果に基づく特定保健指導の対象者に「きらりスマート講座」等の取り組みを行っておりますが、今年度は昨年度の事業評価を行いながら、特定保険指導の内容を充実させ、生活習慣病の予防を一層強化し、健康づくりを推進してまいります。

また、「きらり葛城21計画」につきましても、地域での健康づくりを向上させるため、推進パートナー・健康づくり推進員とともに、それぞれの地域に出向き、ミニ健康フォーラムを開催し、一人一人が自分の健康に興味を持ち、自分・家族・地域の健康意識を高めていただけるよう取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実。

介護保険事業につきましては、昨年度において、平成21年度から23年度までの葛城市第4期介護保険事業計画の策定を行いました。保健・医療・福祉、さらにはボランティア等の住民活動を含めた連携を図り、地域福祉の向上に努めてまいります。

国民健康保険事業・後期高齢者医療制度の運営。

まず、国民健康保険につきましては、被保険者の高齢化に伴う医療費の急増や負担能力の低下等、収支両面にわたり、依然として厳しい財政状況が続いております。このような状況のもと、現在までさまざまな医療保険制度改革が行われてきたところであります。これにより、保険者に義務化された特定健康診査・特定保健指導は、本年度で2年目を迎えるわけですが、市民の皆様の健康を守るためにも、関係機関と連携しながら、受診率の向上に向け努力してまいります。

次に、後期高齢者医療制度につきましては、国においては、昨年4月の制度発足当時からさまざまな批判や疑問視が相次いでおり、高齢者医療の円滑な運営のため、低所得者へのさらなる負担軽減を図るとともに、制度の定着を図ることを目的に見直しをされているところでございます。しかし、本市におきましては、今後高齢者の方々に安心して受け入れていただけるような制度として運営を推進できるよう広域連合と連携を密にし、高齢者の立場に立って取り組んでまいります。

第5、自然や歴史遺産の豊かさと、住みよさが共存するまちづくり。

自然環境の保全。

まず、森林資源の保全につきましては、本年度も引き続き、造林事業、間伐等促進事業に対する補助制度を実施するとともに、森林環境税を活用した里山林機能回復事業、奈良の元気な森林づくり推進事業を実施することにより、森林機能の回復に努めてまいります。

次に、鳥獣害対策につきましては、鳥獣害防止対策協議会を設立し、被害地域の方々や関係団体と連絡を密に図りながら、山麓地域に被害が増大するイノシシ等の鳥獣害の被害防止に努めてまいります。

次に、水道事業につきましては、本年度も原水確保に関係地域のご理解とご協力をいただきながら、県営水道より125万トンの受水を行い、さらなる安定供給を図ってまいります。あわせて、水質の安全対策に万全を期すとともに、兵家浄水場の薬品注入設備等、各浄水施設

の設備改良や配水管の布設工事等を引き続き進めてまいります。

歴史・文化の保全と交流の促進。

まず、歴史遺産を守るべく、文化財の保存修理、防災設備、発掘調査を国とともにを行い、大切な歴史・文化の保全と交流を図ってまいります。本年度の文化財保存事業につきましては、市内遺跡の発掘調査と當麻寺各寺の重要文化財の解体修理、防災設備改修等でございます。

次に、歴史博物館では、特別展「大和三城」と題し、大和国の主要な城郭であった郡山城、高取城、宇陀松山城の三城に関する資料とともに、新庄陣屋などの関連資料もあわせて展示いたします。

次に、観光の振興につきましては、2010年に開催される平城遷都1300年事業による奈良県への観光客を本市へ誘致できるよう、二上山、當麻寺といった観光資源を中心に積極的にアピールしてまいります。

次に、相撲館におきましては、「相撲甚句の日」として、けはや相撲甚句会による相撲甚句の披露と公開練習を定期的実施してまいります。また、昨年ご好評をいただいた田子ノ浦部屋や、近隣の相撲道場によるふれあい大相撲けはや座場所を本年も開催いたします。

地域産業の振興。

まず、土地改良事業につきましては、引き続き、むらづくり交付金事業等による農道整備、ため池整備事業等を実施し、生産基盤と農村生活環境の整備を推進してまいります。

次に、農業の活性化につきましては、引き続き、農地・水・環境保全向上対策による集落の景観保全を推進してまいります。また、各地域の農業者の方や関係団体の方々と協議を重ねながら、葛城市農業活性化推進協議会の設立を行い、次世代を見据えた農業施策の推進に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興につきましては、中小企業資金融資制度、中小企業者経営改善資金利子補給、小規模事業者特別小口融資保証料助成を本年度も実施し、中小企業者の経営安定、合理化に向けた支援を行ってまいります。特に、中小企業資金融資制度につきましては、融資枠を2億円から3億円に増額を行い、中小企業経営者を支援してまいります。

次に、商工会運営補助等の支援を行い、商工会との連携も密にし、商工業者が求めておられる支援制度や行政の新しい役割の発掘に向け、取り組んでまいります。

以上、平成21年度における葛城市の主要な施策を中心に、その概要をご説明申し上げます。

このほかにも、多くの施策がございますが、私を初め、全職員が一丸となり、ますます厳しさを増す社会情勢に立ち向かいながら、市民の皆様のニーズを的確にとらえ、議員の皆様及び市民の皆様とともに、勇気と情熱を持って新しい葛城市をつくってまいり所存でございます。

最後に、議員の皆様及び市民の皆様のご理解とご協力を賜り、計画いたしました諸施策が円滑に推進できますことを心から念願し、平成21年度の施政方針とさせていただきます。

石井議長 施政方針は以上であります。

日程第10、議第5号から日程第17、議第12号まで、以上8議案を一括議題といたします。
本8議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下乡長 ただいま議題となりました議第5号から議第12号までの8議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第5号 葛城市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定することについてでございますが、本案につきましては、本市の行う介護保険に関しまして、平成21年度の介護報酬の改定による保険料の上昇分を抑制し、被保険者の負担の軽減を図るために、介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するため、本条例を制定するものでございます。

次に、議第6号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、平成20年人事院勧告に基づき、国家公務員の1日の勤務時間が7時間45分に、1週間の勤務時間が38時間45分に改定されることに伴い、本市職員の勤務時間を国に準じたものとするための改正となっております。

改正の主なものにつきましては、1週間の勤務時間を40時間から38時間45分に、1日の勤務時間を8時間から7時間45分に改め、これに伴う再任用短時間勤務職員の勤務時間及び育児を行う職員の時間外勤務の上限時間を改めるものでございます。

次に、議第7号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、本市職員の1週間の勤務時間が40時間から38時間45分に改められることに伴い、育児短時間勤務における1週間当たりの勤務時間を、通常の勤務時間の短縮の割合に応じ短縮した時間の規定に改めるものでございます。

次に、議第8号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、本市職員の1日の勤務時間が8時間から7時間45分に改められることに伴い、育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員に対する時間外勤務手当の支給割合の割り増し分の適用を、8時間から7時間45分を超える分に改めるものでございます。

次に、議第9号 葛城市税条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、現在、市町村合併による法人市民税の特例におきまして、5年間の不均一課税をいたしておりますが、本年9月30日をもって終了することに伴う改正となっております、新たに法人市民税、法人税割の税率改正とあわせまして、中小法人等に対する軽減措置の適用を行うための改正となっております。

次に、議第10号 葛城市乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、子育て支援の拡充といたしまして、乳幼児医療費助成の対象者を、入院、歯科に限り、小学校修了時まで引き上げるための改正となっております。

次に、議第11号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、平成21年度から23年度までの介護保険料額の改定を行うものでございまして、保険料額の設定につきましては、3年ごとの見直しとあわせまして、低所得者に対する負担軽減を反映した新たな段階を創設する措置を講じまして、現行の保険料6段階を8段

階に細分化するための改正となっております。

最後に、議第12号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、公営住宅における暴力団による事件やトラブルが全国的に多数発生したことに伴い、本市におきましても、市営住宅入居者等の生活の安全と平穩の確保のため、暴力団に対する市営住宅の入居制限を設けるための改正となっております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入りますが、本8議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第6号から議第9号までの4議案は総務文教常任委員会に、議第5号、議第10号、議第11号の3議案は民生水道常任委員会に、議第12号議案は都市産業常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第18、議第13号から日程第26、議第21号までの以上9議案を一括議題といたします。

本9議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第13号から議第21号までの9議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第13号 平成20年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,354万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ129億8,315万2,000円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、年度末における予算の執行状況を把握いたしまして、不用額等の整理と公債費対策としての繰上償還、そして定額給付金事業、子育て応援特別手当事業の給付金、支給金の追加と、国県支出金等の額の確定によります財源の調整等を行うものでございます。

また、第2条では、繰越明許費の補正といたしまして、追加で道路新設改良事業、街路事業、まちづくり交付金事業の3事業を、また、変更といたしまして、定額給付金事業、子育て応援特別手当事業の2事業についてお願いするものでございます。

さらに第3条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第14号 平成20年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,474万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億5,396万8,000円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、一般被保険者療養給付費、療養費の増額と退職被保険者等療養給付費、療養費の減額によるものでございます。

次に、議第15号 平成20年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては、保険事業勘定で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億4,793万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億2,676万3,000円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、介護サービス給付費の減額と介護従事者処遇改善臨時特例交付金の追加等となっております。

次に、議第16号 平成20年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億7,807万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ31億1,990万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、年度末における予算の執行状況を把握いたしまして、不用額等の減額を行うものでございます。

また、第2条では、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

さらに第3条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第17号 平成20年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ396万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6,926万4,000円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、本年度における予算の執行状況を把握いたしまして、不用額の減額を行うものでございます。

次に、議第18号 平成20年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,232万6,000円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、霊苑整備基金利子収入が確定したことによる追加となっております。

次に、議第19号 平成20年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入で要介護認定システムの改修のための国庫補助金36万円を追加補正いたしまして、それに伴う負担金及び繰入金を減額する組替となっております。歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、議第20号 平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,072万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億9,422万6,000円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、保険料軽減対策にかかわるシステム変更委託料及び広域連合への保険基盤安定負担金納付分によるものでございます。

また、第2条では、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

最後に、議第21号 平成20年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては、資本的収入につきましては694万8,000円を減額いたしまして、資本的収入の総額を1億3,363万3,000円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、下水道工事に伴います負担金の減額等でございます。

また、資本的支出につきましては4,700万円を減額いたしまして、資本的支出の総額を3億9,153万6,000円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、浄水設備及び配水管の布設工事等の減額によるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入りますが、本9議案については、一括質疑といたします。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第13号、議第17号の2議案は総務文教常任委員会に、議第14号、議第15号、議第18号から議第21号の6議案は民生水道常任委員会に、議第16号議案は都市産業常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時20分

再 開 午後3時00分

石井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第27、議第22号から日程第37、議第32号まで、以上11議案を一括議題といたします。本11議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第22号から議第32号までの11議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第22号 平成21年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ126億1,400万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1億4,300万円、率にして1.1%の減となっております。

主な事業といたしましては、健康づくり推進事業、各種福祉事業、都市計画事業、幹線道路整備事業、農業農村総合整備事業、学校施設整備事業などとなっております。

また、歳出の性質別経費での構成比につきましては、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が45.4%、建設事業費などの投資的経費が16.5%、その他が38.1%となっております。

歳入につきましては、市税では42億5,695万円で、前年度比3.8%の減、地方交付税では31億8,000万円で、前年度比12.4%の伸びを見込んでおります。

また、基金の繰入金といたしまして、8億7,029万4,000円を計上いたしております。

第2条の債務負担行為につきましては、葛城市土地開発公社の債務保証限度額を35億円と定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、合併特例債ほか、5件の起債の限度額を12億4,170万円と定めるものでございます。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの限度額を35億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めたものでございます。

次に、議第23号 平成21年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ33億3,000万円でございますが、前年度当初予算と比較いたしますと、4,500万円、率にいたしまして1.3%の減となっております。

歳出の主なものといたしまして、保険給付費で22億4,125万8,000円、後期高齢者支援金等で4億6,486万7,000円、介護納付金で1億7,713万6,000円、共同事業拠出金で3億8,731万2,000円、特定健康診査・特定保健指導を含め保健事業費として3,134万5,000円となっております。これらの財源には、保険税、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの限度額を事業勘定1億円と定めるものでございます。

さらに、第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めたものでございます。

次に、議第24号 平成21年度葛城市老人保健特別会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ735万円でございますが、後期高齢者医療保険移行前の平成20年3月診療分までの精算分で、前年度当初予算額と比較いたしますと3億6,925万円、率にして98%の大幅な減となっております。

歳出の主なものといたしましては、医療諸費で721万8,000円となっており、これらの財源に支払基金交付金、国庫支出金、県支出金等を見込んでおります。

次に、議第25号 平成21年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ18億1,340万円でございますが、前年度当初予算額と比較いたしますと、1億1,160万円、率にして5.8%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で17億3,312万2,000円、地域支援事業費で4,970万円となっておりまして、これらの財源には保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ1,256万円でございますが、前年度当初予算額と比較いたしますと、394万円、率にして23.9%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で1,194万8,000円となっておりまして、これらの財源には介護予防サービス収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの限度額を保険事業勘定7,000万円と定めるものでございます。

さらに、第3条の歳出の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めたものでございます。

次に、議第26号 平成21年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ21億8,000万円でございますが、前年度当初予算額と比較いたしますと、11億1,270万円、率にして33.8%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、公共下水道事業費では4億2,422万8,000円、公債費では14億6,251万9,000円でございますが、これらの財源には下水道使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、市債などとなっております。

また、第2条の地方債でございますが、下水道事業債の限度額を7億6,160万円と定めるものでございます。

さらに、第3条の一時借入金につきましては、借り入れの限度額を5億5,000万円と定めるものでございます。

次に、議第27号 平成21年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ2億8,000万円でございますが、前年度当初予算額と比較いたしますと、470万円、率にして1.7%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、給食材料費で1億7,246万円となっておりますが、これらの財源には、学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの限度額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第28号 平成21年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ214万円でございますが、前年度当初予算額と比較いたしますと、25万円、率にして10.5%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、公債費償還で198万7,000円となっておりますが、これらの財源には、貸付金回収管理組合配分金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの限度額を100万円と定めるものでございます。

次に、議第29号 平成21年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ3,736万円でございますが、本年度に市営霊苑の公募の実施を予定いたしておりますので、前年度当初予算額と比較いたしますと、2,541万円、率にして212.6%の大幅な増となっております。

また、第2条の一時借入金は、借り入れの限度額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第30号 平成21年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,581万円でございますが、前年度当初予算額と比較いたしますと、82万円、率にして4.9%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、職員給与等で768万1,000円、介護認定審査会委員報酬420万円、障害程度区分判定審査会委員報酬90万円などとなっておりますが、これらの財源には、介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第31号 平成21年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ2億6,300万円でございますが、前年度当初予算額と比較いたしますと、2,050万円、率にして7.2%の減となっております。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で2億5,669万円となっておりますが、これらの財源には、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を見込んでおります。

最後に、議第32号 平成21年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、平成21年度の業務予定量といたしまして、給水戸数が1万3,046戸、年間総配水量は523万6,000トンを予定いたしております。

収益的収入は7億7,083万4,000円、収益的支出は7億2,461万3,000円でございますが、支出の主な内容につきましては、県水受水費を含む原水及び浄水費で3億3,820万3,000円、総掛費で8,660万1,000円、減価償却費で1億6,342万5,000円となっております。

次に、資本的収入は7,170万円、資本的支出は2億5,700万8,000円でございますが、不足する1億8,530万8,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補てんを予定いたしております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。

本11議案については、一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第25号から議第32号までの11議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第22号から議第32号までの11議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第7条第1項の規定により、休憩中の予算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、阿古和彦君、同じく、副委員長、朝岡佐一郎君、以上です。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、3月23日、24日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、9日午前9時30分から総務文教常任委員会、10日午前9時30分から民生水道常任委員会、11日午前9時30分から都市産業常任委員会、12日、13日、16日、午前9時30分から予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、各委員の方は日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

次に、18日午後2時より民生水道常任委員会協議会を、19日午後2時より議会全員協議会をそれぞれ開催いたしますので、出席いただきますようお願いいたします。

皆様方には早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。

本日はこれもちまして散会いたします。

散 会 午後3時15分